

〔翻 訳〕

レヴィアタンに関する「深淵の学」

——第三帝国におけるカール・シュミットの
ホッブズ解釈について——

マルティン・イエーニック
中 道 寿 一 (訳)

「人間は人間に対して狼である、という命題に対して、あらゆる人生経験・歴史的経験から反駁する勇気を持つ者がありえようか？……文化は、人間の攻撃本能を抑制するために、全力を尽さなければならない。」

シグムント・フロイド
〔文化における不安〕

カール・シュミットにおけるホッブズの意義

カール・シュミットの政治哲学におけるホッブズの意義〔という問題〕は、この正体不明のドイツ国法学者自身のホッブズ研究ないしレヴィアタン研究が発表される以前に、すでにレオ・シュトラウスによって認められていた。⁽¹⁾ 実際、このイギリスの哲学者は、シュミットの政治哲学理論を解明する上で鍵となる重要な人物であるし、また、最近までシュミットがホッブズ解釈を続けていたことをも考えあわせるならば、⁽²⁾ 多くの点で、変転するシュミットの思想展開を忠実に反映している人物とみることができる。シュミットは、トーマス・ホッブズの「レヴィアタン」に関する彼の主要論文の中で、「これこそ終生読みかつ注釈すべき書」⁽³⁾と述べている。〔それゆえ〕、実際問題として、その説明をも同時に考察の対象としなければ、シュミットのホッブズ解釈について語ることは

不可能である。だが、そこには以下のように、この著者の最も明白かつ問題的特徴がある。すなわち、それは、彼が、自己の種々な政治選択から〔ホッブズを〕間接的に把握しているにすぎず、また、現実問題を論じる際の一つの手段として、思想史上の人物〔たるホッブズ〕を利用しているにすぎないという点である。

ホッブズがここで解明の鍵としての機能をもっているということは、シュミットと17世紀の哲学者との非常に広範囲に渡る一致、特に、両者の運命の一致という点に認められよう。だから、ホッブズ同様、種々な政治体制の下に身を置いたシュミットにとって、ホッブズとは、1937年以来、いたるところで異端者扱いされている思想家ではあるが、「信仰告白をめぐる内乱の恐怖の中で自己の内面的自由を守った」⁽⁴⁾思想家であった。1952年の〔シュミットの〕匿名論文の中では、ホッブズは、マキャベリとともに、「あらゆるスケープゴーツの中で最も評判の悪い者」、諸悪の創造者という烙印を押された時事評論家 (Diagnostiker)、と評されている。そして、今や国民社会主義の桂冠法学者という悪評を蒙った著者は、更に次のように付け加えている。「現代は、容易に、自由な組織を構成しうる幸運な時代である。……〔しかし〕、困難な時代に、救われるべきものを救わんとすることを中傷すべきではない」⁽⁵⁾と。〔また〕その2年前にはシュミットは、何の街いもなく、そして、かなり感傷的な表現で、自己をホッブズと同一視しながら、次のように述べている。すなわち、ジャン・ボダンとともに「日夜私の傍らにいた」のは、この「啓蒙思想家であると同時に不可知論者」のホッブズであった。「この2人の人物は、私には生きた現代人のように思われるに至った。私は幾世紀を隔てて彼らの兄弟となり、一家族の人となった」⁽⁶⁾と。

本稿において、シュミットの国家論に対するホッブズの著作に内在する意義を取り扱うつもりはない（このテーマを体系的に研究することは今なお非常に価値のあることではあるが）。カール・シュミットが、ホッブズ解釈の長い系列の中で、対象〔=ホッブズ〕を現実的かつ自己同一的に取り扱っていることに

より、特殊な位置を占めているということを説明するためには、上記のようなシュミットの発言を引用することで十分であろう。この〔ホッブズ解釈におけるシュミットの〕立場から、多くの彼の解釈の恣意性が明らかとなるし、また同時に、多かれ少なかれ彼の〔ホッブズ〕解釈の中に隠されている意図と選択を問うことが必要となる。その際、困難が生ずることは明らかである。しかし、ホッブズとシュミットに共通する点として、彼らが特に論争的な評価を受けていることが挙げられる。

本稿で先ず第一に取り挙げられるべき『トーマス・ホッブズの国家論におけるレヴィアタン』という、先述の1938年の主要研究の中で、シュミットは、イギリスの哲学者の「秘教的覆い」に関する意味を強調し、以下のように述べている。「彼〔=ホッブズ〕は時に心の『隙間』を開くが、それも半分開示するにすぎない。それは、ちょうど、嵐を恐れて再びすぐに閉めるために、ほんの一瞬窓を開く人のように」と。この重要な論文(ハッソー・ホフマンによれば、この論文は「シュミットの全著作を象徴している」論文である)⁽⁹⁾は、「このテーマを論ずる際に、ある種の危険が伴う。……レヴィアタンの名は長い影を投じ、ホッブズの著書を蔽ったばかりか、その影はこの小著にまで及んでいるようである」という示唆をもって書き出されている。

著者〔=シュミット〕を国民社会主義の重要な国法学者とのみ見る者は、この種の主張に奇異な感じを受けるであろう。しかし、カール・シュミットがこのように書いたのは、彼がすでに政治上の地位を剝奪された後のこと、すなわち、彼が1936年にSSの機関誌『黒色軍団』から政治的に不可解な人物と攻撃され、同時に、1934年以来『帝国大学教授国民社会主義ドイツ法律家連合』指導者として占めていたドイツ法律家新聞の編集長の座を追われた後のことである。⁽¹⁰⁾(シュミットは、ここでは、新ヘーゲル主義者として名高いジョバンニ・ゲンティルとまさに同じ状態にあった。ゲンティルは、イタリア・ファシズムの創立期に、国家原理の準公認的解釈者としての地位を与えられ、新体制の国際的評価を得るために利用され、ついには、その運動の「古参者」から追放され

た。それ以降、彼は、その運動に対し多くの知的留保を認めるようになった。) 確かに、このような年代史的論述から、第三帝国におけるシュミットのレヴィアタン研究の慎重なやり方は明らかになるけれども、このテーマに専念する彼の真の意図は明らかになりはしない。——まず第一に、以下のような極めて重要な客観的原因があった。すなわち、トーマス・ホップズが、ファシズム期に、国民社会主義のドイツだけでなく西欧諸国においても、専ら政治的に現実化していた。ここから、シュミットにとって以下のような最も主観的な原因も生ずることになった。すなわち、〔彼にとって〕ホップズ国家哲学の現実化は、一般的に「全体国家」に関する論究の下にあったのである。ところで、この概念——イタリア語の「全体主義国家 Stato totalitario」のドイツ語訳——を、カール・シュミットはすでに1931年にドイツに導入していた。特に外国人は、このスローガンを国民社会主義を理解するための鍵概念とみたのであるが、それは何よりも、このスローガンを、⁽¹¹⁾ナチ党の総統が権力奪取の年に使用したからに他ならない。しかし、はやくも1934年の初頭には、この概念に対してナチ党の公式の批判が浴びせられた。その批判の第一の点は、この概念はつまるところイタリア・ファシズムの特性を強調しているにすぎないということであり、第二の点は、彼の全体国家概念は、それに内在する国家主義的であると同時に「反政党的」な立場を護持しているということである。⁽¹²⁾確かにシュミットは、1937年に再びこの全体国家概念を前面に押し出そうとした(その際、彼は、「全面の敵 (total Fried)」概念と「全面戦争 (total Krieg)」概念の結果として全体国家概念を導き出した)⁽¹³⁾が、この試みは、実りのないものに終わった。〔すなわち〕国民社会主義者ではなく、まさにその敵である西欧リベラリスト達がこの概念を取り挙げたのである——今や、〔全体国家概念は〕否定的-論争的に用いられるようになったのである。シュミットはまたもや、この概念によって、二つの戦線の真只中に立たされることになった。

そこで彼は、自己固有の立場を新たに確定し直す必要に迫られた。そのとき、〔シュミットには、〕精神的に耐えたホップズとその悪名高い『レヴィアタン』

に没頭することによって、自己固有の国家哲学を復権させると同時に、国民社会主義指導者国家に対する自らの加担の範囲と限界を示す以外に、いかなる方法が残されていたであろうか？

シュミットによる政治言語の神話化

トーマス・ホッブズのレヴィアタンに関するカール・シュミットの主要研究(1938年)において、その言葉の調子から、以下の二つの文章が注目を引く。すなわち、一つは、「ホッブズは幾世紀に亘って絶対主義的『権力国家』の唱道者として悪名高く、レヴィアタン像もまたゴレムやモロクのような恐ろしい響きをもち、今日なお『全体主義』国家や『全体主義』という西洋民主主義の敵の像の原型として用いられて、ホッブズ国家論・法理論の特殊法律的要素は殆んど常に誤解されている」という文章であり、もう一つは、「ホッブズは神話学者でもなければ彼自らが神話化したわけでもなく、ただそのレヴィアタン像をもって神話に接近したのみである。しかしこの像によって彼は錯誤を犯した」という文章である。

この二つの文章によって、シュミットが最近に至るまで行ってきたホッブズ研究の最も重要な意図の一つが、すでに明らかである。すなわち、ホッブズは復権されるべきであるということ、しかも何よりも、ホッブズの哲学の合理的な内容と、レヴィアタンという神話上の恐ろしい像(この像は、種々な象徴や偶像で充ちた政治理論史の中で「最も強烈な像」である)とを区別することによって、ホッブズが復権されるべきであるということ、これである。だから、ここでは、「レヴィアタン」は、一般的問題の極めて具象的な事例〔を意味する〕にすぎない。〔何となれば〕この政治象徴の「意味と挫折」に関するシュミットの考察は、以下のような命題に基づいていたからである。すなわち、それは、この種の像はまた、それ固有の生命を持つことができる。その像の「神話力」が強ければ強い程、その像は逆に具体的な論証を拒否する傾向を強める

ようになる。「真に神話的な像の呪力には、これ程明晰な思考過程でも対抗しえない」。それゆえ、この像を用いる者は、「味方ではなく、自己を敵の手に引き渡す非情な悪魔に遭遇する危険」に陥りやすい、という命題である。

この論証の背後には、政治言語の本質に関する一般的な主張が隠されている。ホップズは、「賢者」にとって「ことばは計算器であり、彼らはただ、ことばによって計算しているにすぎない。ところが、その同じことばを愚者は真にうける」(『レヴィアタン』4章)という命題をたてているが、〔シュミットは〕これに政治的なものの特異性——周知の友・敵俣組の意味において——を対比させている。確かにシュミットも、概念を「真にうけ」てはいない。なぜなら、彼にとって概念は、単に「政治的武器」にすぎず、また、諸勢力間ないし諸利益集団間の論争手段として「ポレミッシュな意味」を持っているにすぎないからである。⁽¹⁵⁾しかし概念は、この特性の中にさえも、概念がもたらす観念や観念連合の(種類ではなく)強度を測定しうる客観的価値を持っている。それゆえ、政治言語は、単なる理解のための手段から、種々な競合的価値を得るための精神的武器の貯蔵庫となる。しかし、この政治用具には、シュミットが技術の中立性について述べていること、すなわち、技術はその担い手に対して無関心であり、「敵」にも自由に利用されるということが、当てはまる。一般的には、以下のように公式化される。すなわち、政治的語彙は、その操作可能性によって、種々な価値命題に仕えうることを特質とする。シュミットは、ホップズと異なり、意識的に、この政治言語の前科学的な「空虚な形式性」(トーピッチェ)にとどまり、それを体系的・一義的に確定することによって克服しようとはしない。彼が、1937年に著した「レヴィアタン」⁽¹⁶⁾の予備研究の中で、「近時の『全体的』諸概念は、そもそも概念ではなく、神話にすぎない」という、エリク・ペテルゾンの意見に反駁することなく、それをそのまま引用しているが、このことは決して偶然ではない。⁽¹⁷⁾

「全体国家という有効かつ明白な形式」は、このような純形式的・神話的特徴をもつ典型例とみることができる。シュミットは、これを、先ず1931年に、

ワイマールの、弱さから生じた「量的に全体的な」福祉国家を攻撃する武器として用い、次いで、1933年には、ファシズムによって形成された「質的に全体的な国家」⁽¹⁸⁾を論証するために用い、ついにはそれを、ホップズと同様、リベラルな敵対者に譲渡してしまった。注目すべき点は、彼自身がこの多様性の犠牲となったまさにその時、彼が「『全体的』という標語の大雑把な多様性」を否定的に語っている点である。⁽¹⁹⁾

レヴィアタン像の歴史について

シュミットは、その研究の大部分をレヴィアタン像の歴史に費している。パピロンの洪水神話に由来すると思われるこの怪獣は、ヨブ記の中で「最強無敵のものとして描かれている海の怪獣」である。また、同じ箇所、他の怪獣とともに、「より『陸的』なベヘモツ」についても述べている。この二つの怪獣の名前が後に種々に用いられたことを考慮して、「真に神話力のある諸観念のなかで」、レヴィアタンは常に鰐、鯨、大魚、すなわち海の巨獣として現われるのに対し、ベヘモツは巨牛・象等の陸の獣として現われる点を、強調している。

かくして、シュミットは、後に「陸と海」という対立の象徴化を問題とする際に用いることになる、一対の象徴を発見した。そこで興味深いのは、このような二元論が、まさに二つの怪獣像の「ユダヤ・カバラ的解釈」によって初めて生じるという点である——〔そこには〕当時の反ユダヤ主義によって被った〔解釈の〕欠損を補償せんとする著者の事情がある——。レヴィアタンとベヘモツは、「反ユダヤ的異教の強国」の象徴であり、両者は、ユダヤ人から見れば、絶え間なき闘争の渦中にある。「特に海国レヴィアタンは、陸国ベヘモツと闘う。後者は前者を角で裂こうとし、前者は鱗で後者の口と鼻孔を抑えて窒息死させる。……しかしユダヤ人は地上の諸民族の相互殺戮の様子を傍観する」⁽²⁰⁾。

中世キリスト教神学においては、レヴィアタンは、悪魔の力ないし悪魔その

ものの象徴であった。ジャン・ボダンが『悪魔憑き』の中で、なお中世的解釈にとらわれて、「レヴィアタンは悪魔にして、何者もこれに抗する能わず」と述べているのに対し、ホップズの同時代人達にとってその〔レヴィアタンという〕名前は、すでに、しばしば「現世の諸勢力」を文学的・風刺的に特徴づけるものでしかなかった。この意味において、ヨブ記の以下の聖句は、ホップズにおいて全く文字通りに受け取られている。すなわち、「地上の権力に是と並ぶ者なし、是は恐怖なき身に造られたり。是は一切の高大なる者を軽んず、誠に諸々の誇り高ぶる王たるなり」。シュミットが、レヴィアタンとはここでは、「至高・不可分・最強の世俗的権力を、聖書のいう最強の獣に喩えたもの」に他ならない、と述べるとき、シュミットは、ホップズのこの箇所を全く適切に解釈している。

シュミットは、神話像の歴史を跡づけることによって、陸と海の対立を特徴づける一対の象徴を入手したが、そのとき彼は、彼にとって最も関心のあった二つの名前に関する解釈をホップズから得た。すなわち、そのイギリス人は、『レヴィアタン』(1651年)の他に、カール2世による王制復古後、『ベヘモツあるいは長期議會』(1688年)という標題の、イギリスの内戦に関する書物を著していたのである。シュミットは、この二つの標題の中に、「国家」と「革命」の対立が象徴されていると考えた。彼は、この二つの意味を次のように説明する。すなわち、『巨鯨』レヴィアタンは英国人になじみ深いもの」であるがゆえに、イギリスの哲学者が海獣を「平和を樹立する秩序の象徴」に選んだのは決して偶然ではない。しかし、「自然状態の革命的・無政府的な力」たるベヘモツは、その原始的の実力においてレヴィアタンと対等である。〔すなわち、「ホップズによれば国家とは強力な実力によって持続的に抑止された内乱状態にすぎない」、と。かくして、レヴィアタンは、シュミットにとって「政治統一の象徴」となる。

人格主義と機械主義

隠喩が「公然と虚偽であることを表明している」(『レヴィアタン』8章)以上、科学的思考に隠喩を用いてはならないと明言する当の著者〔=ホッブズ〕が、そのレヴィアタンに四つの異なる形態を与えているということは、ホッブズ国家哲学の矛盾である。ホッブズ自身が「レヴィアタン」について述べている3箇所を根拠としてシュミットが指摘しているように、この名前は、一方では、ヨブ記の強力な「怪獣」(28章)を意味し、他方では現世的な「可死の神」(17章)を意味している。さらに、ホッブズの著書の序説の中で、「レヴィアタン」は一方では「機械」として、他方では、その著書の有名な扉絵にあるように、大きな人工人間として示されている。ホッブズにおいて、レヴィアタン像が、一方で、現世における国家主権の絶対的優位を、他方で、人工的「人格」、すなわち、法的「人格」を示している限り、この像のこうした多義的な解釈は問題ない。しかし、シュミットにおいては、この像のこの多義性こそが、国家の近代的法構成の「機械的」要素と「人格的」要素の問題を考察する基因となるのである。

周知のように、ホッブズは、国家を論証するために、以下のような契約説を用いる。すなわち、人間は、本性的に非社会的(人間は人間に対して狼 *homo homini lupus*)ではあるが、理性を有するがゆえに、全構成員相互の合意に基づき、国内の平和と外敵からの保護を保証する第三者に服従することによって、万人の万人に対する闘争(*bellum omnium contra omnes*)たる「自然状態」を脱しうる。この第三者は、何よりも市民社会を可能にし、市民社会の内在的(契約的)構造を保証するが、この第三者は、民主主義的ないし貴族主義的議会でありうるし、また、独裁者でもありうる。〔しかし、〕いずれの場合でも、この第三者は、多数者の統一を代表する。

こうして成立するレヴィアタンの保護・秩序機能を、直ちに、警察機能と定

義する（「この保護機能の最も本質的な機能こそ警察である」）シュミットは、固有の方法で、ホッブズの契約構成の決定的弱点を以下の様に指摘する。すなわち、万人が相互に「敵であり競争者」である「自然状態の恐怖」は、確かに、自己の生存に不安を抱く個人を一つの合意へと駆りたてるが、これは、単に「無政府主義的」契約を基礎づけるにすぎない。「この契約のはるか上方で成立するものは、同意によってではなく、せいぜい同意を契機として成立するにすぎない」。なるほど、合意はレヴィアタンを計画的に呼び出しはする。「しかし、合意は、それが作り出す以上の力をもった新たな神を呼び出す」のである。この〔第三者の〕主権性は、まさに、第三者が契約パートナーに対して法的意味で「超越」している点から、基礎づけられる、と。

以下のように主張できるのは、まさにシュミットのみである。すなわち、ホッブズが究極において問題にしたのは、個人間の契約的合意でも、人格による代表でもなく、「現実の保護を現在実際に与えること」であった。しかし、このこと〔＝保護〕を保障できるのは、「有効に機能する命令機構」のみである。かくして、人工の芸術作品としての国家観念の行きつくところは、人格ではなく、機械である。だから、ホッブズの構想した国家は、「技術時代の最初の作品」とみなしうる。⁽²¹⁾なるほど、ホッブズにおいて、主権的-代表的人格は、人工人として描かれた国家の「魂」ではある。しかし、これも、また、全体として機械と考えられるため、これは、この技術装置の「単なる要素」と化す。かくして、歴史の終局において、「巨人」が、主権的-代表的人格として存在し続けることは不可能である。

国家像のこうした機械化ないし技術化（それは、究極的には、人間像の反映である）の結果が、一世紀に渡って徐々に表面化してきた国家の「中性化」なのである。これは、寛容と区別される。しかし、双方〔中立化と寛容〕は「長い間歴史の道を共に進んだ……そして一方〔中立化〕が他方〔寛容〕と極めて容易に融合した」。この文脈において、フリードリッヒ大王の国家は、必然的に「主権的人格を魂としてもつ機械の典型例」であり、そこにみられる「中立性」

は——うがった表現を用いれば——「国家行政技術上の合理化の一作用にすぎない」と。

ここに至って、この思考過程の政治的-現実的核心が明白となる。すなわち、国家の行政技術上の中立性は、トーマス・ホッブズの意味での国家の保護機能によって補完されなければならないということ、これである。個人主義的知識人は、『懲戒』と『破門』(近代的に言えば道徳的威嚇と社会的ポイコット)を武器とする教會的・神学的権威……を逸れるために世俗の権力に保護を求めたのである。

「全体」国家の限界

レヴィアタン象徴の挫折という命題——もっとも、この命題がホッブズ国家哲学全体に対して不十分であるという点を無視すればの話であるが——は、国家と社会との関係を暗示している。ここでは、同時に、〔国家と社会との〕平行〔関係〕が「全体国家」概念となり、この概念の問題性が明らかとなる。

シュミットは、ホッブズのレヴィアタンを、リベラルな批評家達が驚く程、全能の怪物に「変形する」ことによって、彼の「弁証法的に」変転する議論を開始している。次いで、彼は、不当にも、このイギリスの哲学者の取るに足りない章句を、〔ホッブズ〕国家論の決定的矛盾点として、以下のように脚色する。すなわち、神と獣、人間と機械として描かれたレヴィアタンは、法、財産、宗教の問題に関しては主権的に決断し、無制限の服従を要求するけれども、奇蹟信仰の問題に関しては、単に臣民の外部信仰告白に対してのみ権限をもっているにすぎない、と。「ホッブズは、この奇蹟論、信仰論の決定的な点で脇道にそれる。彼は奇蹟信仰の問題において、彼の根絶し難い個人主義に発する留保を附した」が、この留保こそ、「強力なレヴィアタンを内から破壊し、可視の神を仕止める死の萌芽となった」と、シュミットは、極めて批判的に述べている。なるほど、ホッブズの国家モデルは、大陸の18世紀絶対主義において歴史

的形態を獲得した。しかし、この、いわば、レヴィアタンの最良の現実化は、すでに、以下のような重大な制限を被っていたのである。すなわち、敵対者たる封建貴族や教会勢力を打破した絶対主義国家権力は、「確かに、公事と政治史の舞台を征覇したが、同時に、内外・公私の区別・対立があらゆる方向に目立たない形で深化した」。ホッブズにおける個人の思想の自由は、「背後の最終的留保にすぎない」けれども、この発展の究極において、「『公的平和の必要性和、主権的国家権力の正当性は、……単なる留保』に転化する。「公」と「私」の関係は、19世紀自由主義において変化し、国家の極小化へと進んだのである。

だが、自由主義国家への発展は、シュミットによる論証の一部にすぎない。絶対主義国家類型の限界に関する彼の主張も、少なからず重要なのである。確かに、最低限度の個人の私的領域を保持するということは、「レヴィアタン」の制限とみなしうる。しかし、これは、トーマス・ホッブズの「根絶し難い個人主義的留保」に照応するものであり、シュミットによっても、明白に分ち持たれているものである。このことを彼は、あいまいな表現ではあるが、次のように述べている。「国家が内的信仰を私的領域におしやる」とき、「一民族の心は内面への『秘めたる道』を辿りはじめ、沈黙と静寂の力が成長しはじめる」。「外面・可視・行動・公然・喧騒・公共に対する内面・不可視・信念・秘事・静謐・秘教的留保の思想は根絶しがたいもので、無限に多様な形態をとったが、今や、自ら共同戦線に結集する」と。

1945年直後、シュミットは、第三帝国期における知識人の状況を書こうとし、また同時に、彼自身の立場を部分的に同じ内容の公式化によって描こうとした。すなわち、そこで問題とされたのは、極めて組織化されやすいが、根絶し難いドイツ人の個人主義である。その例証として、「私的內面に隠遁しつつ、その時々政府の命令は正確に遵守するという隠秘な古き伝統」が挙げられる。〔しかし、〕公然たるテロが激烈になればそれだけ、「沈黙と静寂の力」が強くなる。かくして、ドイツでは、「⁽²²⁾またもや精神がレヴィアタンを打ち負かした」とされる。だから、「レヴィアタン」が再び悪しきデーモンとして登場

すれば、当然の如く、知的「バルチザン」の態度も継承される。⁽²³⁾ 事実、1938年のレヴィアタン研究(ここ〔=1945年の『獄中記』の中〕では、シュミットは、彼の盟友エルンスト・ユンガーの『大理石の断崖』(1939年)を援用して、一気に述べている)は、著者〔=シュミット〕を、「公的信仰告白」の代表者であると同時に、「内的留保」の代表者であると主張している。しかし、彼の〔ナチ体制への〕同意は、単なる戦術的な性質だけのものではないし、また、彼の留保は、本質的に「体系内在的」なものでもない。

合法性と機能的合理性

シュミットの留保は、明らかに、彼がホッブズ国家構成の「法治国家的要素」を強調する点にある。当初(1922年)、彼はホッブズを法学上の「決定主義的」傾向の「古典的代表者」とみていた(「事実ではなく権威が法を作る」という命題の意味で決定主義的)。ここでは、単に、興味深い(厳密な)規定がなされているにすぎない。⁽²⁴⁾ というのも、なるほどホッブズは、シュミットの言う意味で、国家の決断の統一性と主権性が保証されるような首尾一貫した政治形態の擁護者、⁽²⁵⁾ 「偉大な決定主義者」である。しかし、同時にまた、マルメスベリの哲学者は、「市民的法治・憲法国家の精神的始祖」ともみなされる。シュミットは、この驚くべき自由主義的評価を下す際、ホッブズの「制度化された国家」(設立されたコモンウェルス、『レヴィアタン』18章)を引用しているが、彼は、「近年の他の憲法論や憲法史と同様に」、それを、ほとんど考慮していない。事実、ホッブズにおいて、単なる征服によって構成された組織(征服によるコモンウェルス)と区別される、個人相互間の同意に基づいて「制度化された国家」こそ、彼の国家原理の中心である。しかし、この支配類型を「『立憲的』法治・憲法国家と規定しうる」というテーゼ、すなわち、我国において、フェルディナンド・テンニエスに代表されるテーゼへと飛躍するホッブズ研究者は、ごくわずかしかなかったかもしれない。いずれにせよ、ホッブズの主権者——君

主あるいは議会——は、また、「制度化された国家」において、あらゆる立憲的拘束から自由な存在なのである。

しかし、シュミットの関心も、合憲的拘束ではなく、法の表出形態と国家の法機能の様式にある。著者は、ホッブズにとって「予測可能に機能する合法律的強制秩序はすべて国家であり、法はすべて国家法であるから、国家はすべて法治国家である」という命題から、1938年の著書の中で最も重要な確認へと進む。すなわち、いかなる近代国家も「合法性の問題を『純形式的』問題として、法学の楽屋話や内輪の作法の問題として片付ける訳にはいかない。正当に理解し対処する限り、合法性は近代的組織をもった国家における高度の現実である。それは官僚制や官吏という現実の勢力が合法律性を活動様式として求めるからである。機械は技術的に完成されると固有法則をもった存在となり、何人も思いのままにそれを用いることはできず、それを信頼のおける服従者とするためには、その作用法則の尊重が必要である」。

この議論の持つ意義と現実妥当性は、その1年後に、フランツ・ノイマンが、「国民社会主義は、非国家、混沌、無法とアナキーの支配である——もしくは、そうなりがちである——⁽²⁶⁾と思われるので」、「レヴィアタン」ではなく『ビヒモス』という、国民社会主義に関する本を出版した事情から、判断されよう。

この文脈において、ホッブズの「法治国家的要素」を強調するシュミットには、予測可能な、法律国家的「命令機構」の官僚的-機能的合理性が問題であるので、彼は同時に、個人に対する国家の法規範の合理的計測可能性をも強調する。「罪刑法定主義 *nullum crimen sine lege*」という刑法上の重要な原則は、「ホッブズによって創造された法概念の応用例」として示される。

このレヴィアタン解釈の骨子を、シュミットはすでに1937年に示していた。その際、シュミットは、ホッブズの国家概念を、今や敵に利用されている彼の全体国家概念から区別した。すなわち、ホッブズにとって、封建的・貴族的・教会的抵抗権からもたらされる無秩序状態を国家によって克服し、また、中世

的多元主義に対して予測可能に機能する中央集権国家の合理的統一性を対置することが問題であった。「この国家を全体国家とよびたいならばよべ、ただその際注意すべきは、この種の国家権力の全体性は常に国民の保護と安全への全面的責任とみあったものである、……保護の終るところ、服従義務も終り、個人はその自然の自由を回復する。この『保護と服従の相関』こそホッブズの国家論の支点である。これに一面的な全体国家観のレッテルを貼ることはできない⁽²⁷⁾」。

この考えが、いかに国家の「全体性」の相対化をめざすものであったかを——これは一般に、シュミットの友・敵理論の意味で理解されるのだが——、彼は、ファシズム原理が決して超克しえない一つの留保として示している。すなわち、シュミットは、ホッブズと同様、内外の戦争という例外状況から国家を定義するのである。しかしながら、ホッブズが、前文明的自然状態を止揚する制度を国家に（シグメント・フロイトは文化に）みるのに対し、シュミットは、戦争や敵対という例外状況そのものの中にとどまる。ただし、ここでは、ファシズムという特殊な政治革命の発展段階に符合する二つの地平が区別されなければならない。なぜなら、何よりも友・敵区別の能力によって規定される「質的」全体国家は、国内の「国家破壊的」「異人種的」勢力に対する均勢化段階へと向うからである。このようにして、国民が民族共同体へとまとめ上げられるならば、それは、全体として、一つの同質（Freund Qualität）に近づくにちがいない。ホッブズの保護と服従の弁証法の〔シュミットによる〕強調は、このことに照応している。シュミットは、1937—38年のレヴィアタン研究で、質的全体国家において先鋭化された友・敵区別の前線を、国内政策と外交政策との分離線とのみ一致させようとしたように思える。かくして、民族共同体は、国家のあいまいな敵意から遮蔽され、その好戦的で侵略的な権力の力学は、理論上、国際政治の領域へ向けられよう。まさにそれは、ファシズムの政治革命がその第二段階で目ざしたものである。「全面戦争の（有無の）問題」は、1937年時の著者にとっては、すでに「⁽²⁸⁾どうでもよい問題」であった。

国際法における「自然状態」

ジュミットは、ホッブズの万人の万人に対する闘争 (bellum omnium contra omnes) 状態が内政的には、国家 - レヴィアタンの絶対主権によって止揚されることを、正当に示すことができる。しかし、ホッブズが、外政的「自然状態」の存続を生々しい事実性において確認し、そこから、安全性を指向する国家を結論的に導出したのに対し、ジュミットにとって、そのように見える現下の事態は、同時に、常態でもある。

ジュミットが、その憲法史上の全ての知識をもって、「内面」と「外面」の区別、究極的には「公」と「私」の区別を論ずべく、奇蹟信仰というホッブズのそれ程重要でもない問題を出発点に選んだとき、彼は、抵抗権問題を国際法上の自然状態の中に設定した。「ホッブズの絶対主義国家においては、抵抗権を国法と同一平面上の『権利』となすなどということは、法的にも事実的にも、あらゆる意味で背理である。あらゆる抵抗を絶滅せずにはおかない強大で技術的完璧性をもったレヴィアタンに対しては、抵抗の意図も實際上成功の見込みなく、抵抗権を法的に構成することは、設問自体として既に不可能である」。

周知のように、国家を正当化する方法には、ホッブズのように、個人に対する国家の保護・安全の機能からの方法か、ジュミットのように、単なる国家固有の技術的効率性からの方法の、二通りがある。とりわけ、ホッブズの「機械主義的」国家構成の命題を、現代国家の実際上の「技術的」優越性の経験的確認へと暗黙裡に移行させるならば、抵抗権が事実的にも、また、——ジュミットにとって——規範的にも不可能であるという主張を、一見、もっともらしいものにする。

この思考過程は、今や、独自の方法で国際法に転用される。「近代国家組織をもつ能力のない民や国は『未開』であり、自立しえない。……それゆえ、国

家たる組織的・技術的能力，すなわち，国際法上の『主体性』をもつ諸国の保護と支配のもとで，植民地，保護領等とされる。……このことから，国家間戦争における正戦の問題は，国内における国家への反抗の適法性の問題と同様，成立不可能なものだという結論が生ずる」。

シュミットは，最近になって，ホッブズの敵概念について法的に言及した⁽²⁹⁾。しかし，ホッブズのこの概念が，不安を基因とする哲学の文脈の中に位置づけられるのに対して，シュミットは，この概念を，敵からの生命の保全ではなく，自己の確証の対象として「敵」を求めるファシズムの闘争イデオロギーの意味で用いている。はたせるかな，シュミットは，この意味において，戦争を「決闘の法制度」とみなしているのである。これは，シュミットがホッブズを，「区別された戦争概念」⁽³⁰⁾に対する自己の現実的な政治論争へ主要証人として喚問せんがために生じた，極めて一面的なホッブズ解釈である。「国家間の国際法の戦争概念は，本質上，国際法的適法性を問題としない無差別戦争観である。国家間戦争の尊厳，榮譽，更にその正当性は，国家間の，国家を敵とする戦争だという点にある。それに対し，差別的戦争概念は，国家間戦争を国際的内戦に転化させる」。

ここに，チェコ侵攻を総統の偉大な行為と賛美しえたあのカール・シュミットが現われる。彼は，すでに1920年代において，議会主義的・自由主義的法治国家の威信を失墜させることによって，「右からの革命」(H.フライヤー)の道を打開すべく助力したが，1937年以降は，国民社会主義がその帝国主義政策を推進するうえで障害となる国際法上の根本問題を除去する任務を自らに課したのである。しかし，また，外交問題に関する，こうしたシュミットのヒトラー体制への加担は，結局，「内的留保」に終わった。そして，この留保が明確に意識されたのは，またしても，レヴィアタンの名によってである。

このことは，シュミットが1942年に著した書『陸と海』の中で述べている，あの「鯨についての学問的な専門知識」へと我々を導いて行く⁽³¹⁾。平易な文章で書かれた，この「世界史的考察」——「我が娘アニマに語る」——においては，

「レヴィアタン」と「ベヘモツ」は、国家と革命との対立を象徴しているのではなく、開かれた海洋国家と閉ざされた陸地国家との対立を象徴している。この主題は、ホップズと全く関係がない——上述の象徴の意味は、全く歪曲されている——ので、ここでは、再びレヴィアタン像を持ち出した意図を推測してみることで足りるであろう。

古来、「陸と海との根本的対立」はよく知られていることであり、19世紀末頃でも、当時のロシアとイギリスとの緊張関係を、熊と鯨との戦いとして描くことが、人気を博していた。「鯨はここでは巨大な神話上の魚、海獣レヴィアタンである。……熊は陸棲動物の数ある象徴的代表者の一つである」。〔しかし、このように〕 あいまいな示唆しか与えていないシュミットの書を注意深く読むならば、何よりもまず、レヴィアタン像が肯定的に、かつ、新たな意味で用いられていることに驚かされる。更に驚くことは、海が、最広義の開放性、すなわち、「政治空間的」観点からだけではなく、政治形態、哲学-宗教的思考と関連した開放性と同義に用いられていることである。レヴィアタンは、(32) 勇敢な個人の決断力によって歴史的に形成された海洋国家を象徴している。しかし、また、注意しなければならないのは、いわゆる海と陸との根本的対立は、決して、予想されるような一義的友・敵区別にならないという点である。イギリスとロシアは、いわば、海的存在様式と陸的存在様式の「純粋型」にすぎない。このような極端な型を用いてなされる解釈の試みは、必然的に、歴史的現実の過渡的形態・中間的形態に関する問題を提出する。この問題は、著者が雄弁にその海的伝統について語っている「西・中ヨーロッパ国家」へ読者を導く。というのも、彼は、「鯨」とともに、大西洋や北海のヨーロッパ沿岸から出航する「捕鯨者」を賛美しているからである。すなわち、「伝説的なレヴィアタンと、同じく伝説的なその捕獲者を考えないで、海の偉大な歴史、海のエレメントに賭ける人間の決意について語ることは不可能である。これは、もちろん非常に大きなテーマである」。双方の間には、「敵であると同時に友であるという内面的な結びつき」がある。この対立関係の軽視は、象徴的表現の中にまで

持ち込まれている。すなわち、「鯨」としてのレヴィアタンは、肺で呼吸する哺乳動物であり、したがって、捕鯨者が純粋に「陸を歩く者」でないのと同様に、厳密な意味で、魚ではない、と。陸と海、陸的存在様式と海的存在様式という対立関係によって構成されるべきヨーロッパ史のあの時期(17世紀から20世紀初頭までの時期)をみても、外見上の激しい対立は、「ヨーロッパ・キリスト教国民」の「家族」概念によって中和されていることが分る。同時に、そのことによって、全く異なる友・敵〔区分〕線が暗示される。すなわち、「兄弟戦争、市民戦争」——ここでも「差別的戦争概念」が受容される——にもかかわらず、「キリスト教的・ヨーロッパ的・文明的な共同性と秩序という歴史的な事実」がある、と。したがって、相互に同族関係にあるヨーロッパの決闘者は、非文明国民と対立し、その〔前者による後者の〕征服は、まさしく、歴史的「空間革命」という枠内での「土地占有」そのものを意味する。

このようにして、また、ヒトラーによる東欧の「土地占有」が正当化される——〔しかし〕東欧諸国との文明的共通性は、問題にされない。それにもかかわらず、シュミットは、1942年から44年にかけて書いた、この書物の中で、陸的存在様式ではなく、海的存在様式を賛美している。だから、彼が、革命的陸的ロシアとの戦争の絶頂において、西欧文明を再発見し、ドイツの中間的地位と歴史「停止」機能を想起するのも、決して偶然ではない。少なくとも、1945年以後においては、彼の陸と海との友・敵〔区分〕線は、一義的に東欧と西欧の意味で引いている。この意味においても、「野蠻に対する文明の偉大な教師」⁽³³⁾たるトーマス・ホッブズは、再び、政治的に現実化される。すなわち、「西欧では、明らかに、ホッブズの国家論に対するこれまでの中傷は、現代の世界内戦の経験の中で自ら止んだ」⁽³⁴⁾のである。

ファシズム国家と市民社会

ファシズム国家に、いわば、他の手段をもってするブルジョア階級支配の継

続のみをみ、また、その政治を、資本主義社会の一種の「危機管理」とみる者は、カール・シュミットの場合には、この「他律的な」ファシズム解釈 (E. ノルテ) の限界を認めざるをえないであろう。シュミットの、国民社会主義への加担は、教養と財産を所有するヨーロッパの大部分のブルジョアジーがファシズム運動の影響下で示した希望と幻想に、ほとんど一致するものであった。「政党間抗争」や「階級闘争」を克服し、内的に統一された国民を帝国主義政策へと駆りたてる権威主義的指導者国家は、この心性に見合っていた。カール・シュミットは、彼らの最も有能な代弁者であったにすぎない。彼は、ファシズムに対するブルジョアジー固有の選択だけではなく、究極的な内的留保をも明確にした。このことが意識されたのは、新体制が既存の社会体制から次第に自律化して行き、官僚主義国家が「運動」の機関や組織の無秩序な増殖によって浸蝕され、したがって、国家の「秩序機能」が拡張的・非合理的・不可測的干渉によって放棄され、そして、ついには、「無制限な」帝国主義的拡張政策が国民的実存の崩壊を惹起した、まさにそのときであったにちがいない。

ファシズムの時代に未曾有のルネサンスを経験したトーマス・ホブズは、上述の立場を明らかにするために、まさにふさわしい政治思想史上の大思想家であった。しかし、彼は、絶対主義的 - 主権的国家モデルと市民的・個人主義的社会的利益構造とを結合させようとした最初の理論家であった。シュミットは最近、このイギリスの哲学者を、C. B. マクファーソンにならって、「個人とその自由を、所有権との構成的なつながりの中でとらえる」⁽³⁵⁾「所有的個人主義」⁽³⁶⁾理論の創始者として分類している。彼は、1945年以前において、所有的個人主義の競争社会がもつ「無秩序な」力学を強調し、そこから、ホブズと同様に、国家の秩序機能を強調した。しかし、それは、同時に、財産をもつブルジョアジーの現^{スタツス・クォ}状を根本的に犯すのではなく、また、既存社会を変革するのではなく、ただ政治領域から統合し組織化しようとする、ファシズムにも通用するあの反資本主義に相応するものでしかなかった。確かに、シュミットは、1937—1938年のレヴィアタン研究においては、この個人主義の経済的側面ではな

く、教養ある市民の私的 inner 性に関心を持っていた。しかし、上述の研究では、ホッブズは、常に、一定の動機から、絶対主義国家モデルの中にもあった市民的私的領域の意義を想起するために、用いられている。

このことは、「全体国家」概念とその概念の「挫折」へと進む。シュミットの中心命題は、内的信仰と外的信仰の区別に基因するレヴィアタン象徴の破産に関するものであったが、そこでは、ホッブズについてほとんど何も語られていない。なぜなら、この区別の、いわゆる不徹底性が生じたのは、何よりも、ホッブズのレヴィアタンをシュミットが以前——法的に——擁護した解釈、すなわち、全体主義批判の意味での解釈からだからである。しかし、シュミットの論証は、このイギリスの哲学者に対する驚く程立憲的-自由主義的解釈と同様に、彼の全体国家概念と関連づけて初めて理解可能となる。このテーマに関する最初の発言の中では、「全体国家」は、17・18世紀の絶対主義国家から、19世紀の自由主義国家を経て、「国家と社会の同一性たる全体国家」へと進む、「三段階」の「弁証法的」発展によって成立したと、説明されている⁽³⁷⁾。この同一性の命題は、ここでは、単なる「量的に」全体的な民主主義国家に関係しているだけであるが、この命題は、後、ほとんどの全体主義の命題の中で、社会の全体的「国家化」の意味において把握され、理解された。これは、少なくとも、シュミットの立場の誤解であった。なぜなら、イタリア・ファシズムに起源をもつ彼の「質的」全体国家の概念は、決して、「無差別に全領域へ介入」し、「国家から自由な領域を全く認めない」政治体制を積極的に志向するものではなかった。彼の意図は、社会の全体的国家化ではなく、国家の非社会化であった。紛争のない同質的な「民族」として、総統の「政治的決断の庇護の下⁽³⁹⁾で、今や「非政治的に」存在する社会に対し、政治的なものの独占と自律化が主張されるのである。

シュミットがレヴィアタン像を呼び出したことは、彼の全体国家概念の多義性を暴露しようとする人々を牽制することに役立った——これは、可能な解釈であるし、また、我々の判断では、最も納得の行く解釈である。たとえ彼が、

国家と社会の融解を弁護しなかったとしても、また、たとえ彼が、国法学者として、あらゆる法律国家の合法性の廃棄に関係しなかったとしても——1933年から1936年までの彼の鋭い信仰告白は、しばしば、確実にこの方向を示すものであった。今や、法の計測可能性は、官僚国家の強制機能として、しかしまた総体的には、市民社会の強制機能として評価されるべきだと、解釈されている。エルンスト・フランケルのファシズム研究『二重国家』のカテゴリーで表現すれば、以下のように言えよう。すなわち、市民の私的領域を存続させるために不可欠な「規範国家」は、決定主義的・独裁的「措置国家」によって完全に止揚されることはない、⁽⁴⁰⁾と。

ファシズムが、政治領域で権力を奪取した後も、その「革命」を続行し、その主たる舞台を国内から国際関係へと移して行ったように、シュミットも、1937年以来、友・敵区別の闘争線を移した。敵は、国境の彼方にのみ存在したのである。彼が、友・敵理論を「総力戦」に応用したことは、ファシズムに対する彼の選択の究極の結果を示すものであり、また、恐らく、彼の知的人生の中で最も問題的な行為である。

著者が30年代末においてもなお、特にイタリアやスペインで、国際ファシズムの政治原理の指導的人物と目されていたということは、著者にふさわしい逆説である。それゆえ、人間トーマス・ホッブズについて述べた1938年の結語も、二重の意味を持っていよう。結語は次のように述べている。彼は、「あらゆる先駆者と同様に孤独であり、自国に容れられないあらゆる政治思想家と同様に、誤解され、他人を通すために扉を開く者全てがそうであるように、報われなかった」、と。

〔原註〕

- (1) Leo Strauß, „Anmerkungen zu: Carl Schmitt, Der Begriff des Politischen“ in: *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie*, Bd. 67 (1932); また、これは、Leo Strauß, *Hobbes' politische Wissenschaft*, Neuwied, 1965 (1. Aufl. engl., 1936) に再録。

- (2) 列記すれば、*Der Staat als Mechanismus bei Hobbes und Descartes*, ARSPH Bd. 30(1936/37), Heft 4 [「ホッブズと全体主義」長尾龍一訳『リヴァイアサン——近代国家の生成と挫折』福村出版, 所収], *Der Leviathan in der Staatslehre des Thomas Hobbes; Sinn und Fehlschlag eines politischen Symbols*, Hamburg 1938 [「レヴィアタン——その意義と挫折」長尾訳・前掲書所収], „Dreihundert Jahre Leviathan“ in: *Universitas*, 7. Jg. (1952), Heft 2, „Die vollendete Reformation. Bemerkungen und Hinweise zu neuen Leviathan-Interpretationen“ in: *Der Staat*, Heft 1. 1965 [「完成された宗教改革——新しいレヴィアタン解釈について」三吉敏博・初宿正典訳, P. C. マイヤー・タッシュ著『ホッブズと抵抗権』木鐸社, 所収]——更に, *Politische Theologie*, München und Leipzig 1922 (2. Aufl. 1934) [『政治神学』田中浩・原田武雄訳, 未来社, また, 長尾龍一訳『危機の政治理論』ダイヤモンド社, 所収], *Der Begriff des Politischen*, München und Leipzig 1932 (erstmalig 1927) [『政治的なるものの概念』田中・原田訳, 未来社, また, 菅野喜一郎訳, ダイヤモンド社, 所収], *Land und Meer. Eine weltgeschichtliche Betrachtung*, Leipzig 1942/44 [『陸と海——世界史的な一考察』生松敬三・前野光弘訳, 福村出版], *Ex Captivitate Salus. Erfahrungen der Zeit 1945/47*, Köln 1950 [『獄中記』長尾龍一訳, ダイヤモンド社, 所収].
- (3) *Der Leviathan in der Staatslehre des Thomas Hobbes*, S. 5 [前掲訳書, 25ページ].
- (4) *Die vollendete Reformation*, S. 61 [前掲訳書, 278ページ].
- (5) *Dreihundert Jahre Leviathan*, S. 180.
- (6) *Ex Captivitate Salus*, S. 64 [前掲訳書, 327ページ]. また, Peter Schneider, *Ausnahmezustand und Norm. Eine Studie zur Rechtslehre von Carl Schmitt*, Stuttgart 1957, S. 71 を参照.
- (7) 註を付記していない以下の引用文は, 全て1938年のレヴィアタン研究からの引用である。
- (8) Ferdinand Tönnies, *Hobbes. Leben und Lehre*, Stuttgart 1896, S. 41 f.
- (9) Hasso Hofmann, *Legitimität gegen Legalität. Der Weg der politischen Philosophie Carl Schmitts*, Neuwied 1964, S. 202.
- (10) 「ライヒ法総督官」フランクは, シュミットの主宰する雑誌の発行停止 (公式的には, この雑誌は, ドイツ法学アカデミー雑誌に吸収された) の理由説明のなかで次のように述べている。『「社会」内部で, ほとんど美的観点ないし教養の観点のみから形成された利益団体に代って, ……職能集団が登場している」。また, 「国民社会主義的法改正に『奉仕』しようとしないう, いかなる法律新聞も存在すべきでない」(*Deutsche*

- Juristen-Zeitung*, 41. Jg., 1936, Heft 24. 1450 ff.) と。シュミット個人は、特にその国際的に有効な奉仕によって感謝された。また彼自身も、同じ号で、国民社会主義の訴訟問題に対する自己の積極的弁護を強調した。
- (11) H. Schelsky, „Die Totalität des Staates bei Hobbes“ in: *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie*, Bd. 31 (1937/38), S. 176 ff. [中谷敬寿「国家の要因としての全体国家」法律時報10巻6号, 1938年], P. Ritterbusch, *Der totale Staat bei Thomas Hobbes*, Kiel 1938. また G. Evola, „Modernità di Hobbes“ in: *Lo Stato*, 1 (1939), S. 24-33 (ファシズムの側からのもの)を参照せよ。
- (12) J. Vialatoux, *La Cité de Hobbes. Théorie de l'Etat totalitaire*, Lyon 1933; J. Laird, *Hobbes*, London 1934; M. de Gandillac, „Du Léviathan à l'Etat totalitaire“ in: *La vie intellectuelle*, 44. Jg. (1936), S. 73-97; René Capitant, “Hobbes et l'Etat totalitaire“ in: *Archives de Philosophie de droit et de Sociologie Juridique*, 6. Jg. (1936); Robert M. MacIver, *Leviathan and the People*, Louisiana State University Press 1939; R. G. Collingwood, *The New Leviathan*, Oxford 1942.
- (13) Alfred Rosenberg, „Totaler Staat?“ in: *Völkischer Beobachter*(論説) vom 9. 1. 1934. Roland Freisler, „Totaler Staat? — Nationalsozialistischer Staat!“ in: *Deutsche Justiz*, 96. Jg. (1934), S. 43 f. Otto Koellreutter, *Der Führerstaat*, Tübingen 1934, S. 7, 18 を参照。
- (14) C. Schmitt, „Totaler Feind, totaler Krieg, totaler Staat“ in: *Positionen und Begriffe im Kampf mit Weimar-Genf-Versailles 1932-1939*, Hamburg 1940 [「全面の敵・総力戦・全体国家」長尾龍一訳『現代帝国主義論』福村出版, 所収]。この中では、著者は、ルーデンドルフの書『総力戦』に関連して述べている。
- (15) *Der Begriff des Politischen*, S. 18 [『政治的なるものの概念』田中浩・原田達雄訳, 未来社, 22ページ]。
- (16) *Der Staat als Mechanismus*, S. 631 [邦訳, 22ページ]。
- (17) C. Schmitt, „Weiterentwicklung des totalen Staates in Deutschland“ in: *Europäische Revue*, 9. Jg. (1933), Heft 2. S. 66.
- (18) Ebenda, また, C. Schmitt, „Die Wendung zum totalen Staat“ in: *Europäische Revue*, 7. Jg. (1931), Heft 4.
- (19) *Der Staat als Mechanismus*, S. 623 [邦訳, 8ページ]。
- (20) Desgl. *Land und Meer*, S. 9 f. [邦訳, 34ページ]。
- Desgl. *Der Staat als Mechanismus*, S. 62. [邦訳, 20ページ]。こちらの方が後の文献よりも正確である。「正面にはレヴィアタンの幻想的像が描かれており、その

- レヴィアタンは時代的制約を受けた主権的・代表的人格という魂をもっているが、なおホッブズが国家を巨大な機械としてしまったという事態がそのことによって左右される訳ではない。ここに彼の国家哲学の革命的意義、技術革命的・産業革命的意義がある」〔邦訳、19—20ページ〕。
- 22) *Ex Captivitate Salus*, S. 16 ff. 〔邦訳、301ページ〕. Mathias Schmitz, *Die Freund-Feind-Theorie Carl Schmitts. Entwurf und Entfaltung*, Köln und Opladen 1965, S. 54 ff. 参照。
- 23) シュミットの, *Theorie des Partisanen. Zwischenbemerkungen zum Begriff des Politischen*, Berlin 1963, S. 24 ff. 〔『パルチザンの理論』新田邦夫、福村出版、36ページ以下〕を参照せよ。さらに、Martin Jänicke, „Paradoxe Sklavensprache“ in: *Der Monat*, Heft 178, Juli 1963 を参照せよ。
- 24) *Politische Theologie* (Vorwort zur 2. Auflage, 1934). C. Schmitt, *Über die drei Arten des rechtswissenschaftlichen Denkens*, Hamburg 1934 〔『法学的思维の三種類』加藤新平・田中成明訳『危機の政治理論』ダイヤモンド社、所収〕。
- 25) Jurgen Fijalkowski, *Die Wendung zum Führerstaat. Ideologische Komponenten in der politischen Philosophie Carl Schmitts*, Köln-Opladen 1958, S. 208 u. pass 参照。
- 26) Franz Neumann, *Behemoth. The Structure and Practice of National Socialism*, London 1942, S. 5; S. 375 ff. 〔フランツ・ノイマン『ビヒモス——ナチズムの構造と実際』岡本友孝・小野英祐・加藤栄一訳、みすず書房、1ページと393ページ以下〕参照。
- 27) *Der Staat als Mechanismus*, S. 627 〔邦訳、15ページ〕。
- 28) *Totaler Feind, totaler Krieg, totaler Staat*, S. 237 〔邦訳、101ページ〕。
- 29) *Die vollendete Reformation*, S. 52 〔『完成した宗教改革』『ホッブズと抵抗権』三吉敏博・初宿正典訳、木鐸社、258ページ〕。
- 30) C. Schmitt, *Die Wendung zum diskriminierenden Kriegsbegriff*, München 1938 を参照。
- 31) *Land und Meer*, S. 19. 以下の引用はこの本からのものである。
- 32) 類似のものとしては、何よりも、G. Ritter, *Machtstaat und Utopie*, München und Berlin 1940.
- 33) *Die vollendete Reformation*, S. 60 f. 〔邦訳、277ページ〕。
- 34) *Dreihundert Jahre Leviathan*, S. 181.
- 35) *Die vollendete Reformation*, S. 60 〔邦訳、276ページ〕。
- 36) C. B. Mchpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism. Hobbes*

to Locke, Oxford 1962 (dt. 1967).

- ③7 „Die Wendung zum totalen Staat“ in: *Positionen und Begriff...*, S. 152.
③8 *Weiterentwicklung des totalen Staates*, S. 67.
③9 C. Schmitt, *Staat, Bewegung, Volk*, Hamburg 1933 [「国家・運動・民族」初宿正典訳『ナチスとシュミット』木鐸社, 所収].
④0 Ernst Fraenkel, *The Dual State. A Contribution to the Theory of Dictatorship*, New-York-London-Toronto 1941.

※ 本論文は, Martin Jänicke, Die ‚Abgründige Wissenschaft‘ vom Leviathan, Zur Hobbes-Deutung Carl Schmitts im Dritten Reich, *Zeitschrift für Politik*, 16. Jg., 1969 の全訳である。本論文の訳出作業は, 4年前に終了していたのであるが, 機会を得て, ここに発表する次第である。なお, ここでは, Leviathan をレヴィアタン, Behemoth をベヘモットと訳出し, F. ノイマンの名著 „Behemoth“ のみ, 『ビヒモス』とした。